

規範

瑕疵ある取締役会決議の効果については明文の規定がないため一般原則により無効になると解すべきであるが、決議の結果に影響がない特段の事情があるときは、例外的に有効になると解すべきである。

取締役会の招集通知漏れの場合

368 条 1 項の趣旨は、取締役が取締役会の日時を知らせてその出席の機会を保障する点にある。そうすると、一部の者にでも招集通知を欠くときは、取締役に出席の機会を保障することができていないから、重大な瑕疵であり原則として無効と解すべきである。

もっとも、当該の取締役が「特別の利害関係」(369 条 2 項)を有する場合など、議事に参加できない例外的な事情がある場合は、取締役が出席しても決議に影響を与えることができないから、特段の事情が認められ例外的に無効事由にはならない。

Point

- 例外的な事情については慎重に考慮する必要がある。

過去問（司法）：H28,

過去問（予備）：H23,H26,R1,